

支援します！



外国人総合相談センター埼玉

Saitama Information & Support

..... TEL 048-833-3296

【専門相談】

【生活相談全般】

- **実施日時** 月曜～金曜（祝祭日、年末年始を除く）
午前9時～午後4時
- **相談言語** 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、やさしい日本語（8言語＋日本語）
- **相談場所** 原則として、電話での相談となります。

【その他（弁護士会への予約仲介）】

埼玉弁護士会が、毎週金曜日に実施している外国人のための無料法律相談（場所：埼玉弁護士会館＜さいたま市浦和区＞）の予約の仲介も行っています。ボランティア通訳の派遣も可能です。

相談分野	入国管理	雇用・労働	法律
対応者	東京入管委託団体	社会保険労務士	弁護士
実施日	月曜・水曜・金曜	火曜	毎月第4木曜
実施時間	午前9時～午後4時		午後1時～4時
言語	生活相談全般と同じ。（8言語とやさしい日本語）		
主な相談内容	在留手続、出入国手続 など	失業手当の受給、賃金未払い、解雇 など	交通事故、離婚 など
相談場所	場 所：（財）埼玉県国際交流協会 国際協力県民プラザ内 所在地：さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階 交 通：J R京浜東北線 北浦和駅（西口）下車 徒歩10分		
予 約	事前に「外国人総合相談センター埼玉」に電話し、予約をしてください。		

外国人の皆さんへ ✨ 新しい在留管理制度がスタートします ✨

7月9日（月）、「新しい在留管理制度」と「外国人住民の住民基本台帳制度」がスタートします。これにより、「外国人登録証明書」が廃止され、入国管理局から、新たに「在留カード」が交付されます。なお、一定期間は、「外国人登録証明書」が「在留カード」と見なされるので、「外国人登録証明書」を引き続き所持してください。

外国人の皆さんにとって、影響が大きい制度変更です。「外国人総合相談センター埼玉」でも相談を受け付けておりますので、ぜひご利用ください。

変更となる
主なポイントはここ！



- 1 在留カードの交付** 入国管理局から「在留カード」が交付されます。なお、在留カードには、有効期間があります。
- 2 外国人登録制度の廃止** 市町村が交付する「外国人登録証明書」が廃止されます。また、外国人住民も住民票が作成されます。
- 3 在留期間の新たな追加** 在留期間が最長5年になります。その他、各在留資格に伴う在留期間が追加されます。
- 4 再入国許可の制度の変更** 「みなし再入国許可」の制度が導入されます。この制度の利用には、在留カードの提示が必要です。

ペルー協会埼玉が、新しい在留管理制度のセミナーを開催！

4月22日（日）、県内で最もペルー共和国出身者が多い深谷市において、「新しい在留管理制度スタートセミナー」（主催：ペルー協会埼玉）が開催されました。在東京ペルー共和国総領事館 フリオ・カルデナス・ベラルデ総領事も来賓として出席されました。

講師である東京入国管理局の担当官が、新しい在留管理制度について説明を行い、随時、スペイン語への通訳がされました。外国人住民の皆さんの関心は高く、100人を超えるペルー出身者等が参加し、会場は熱気に包まれました。質疑応答では、東京入国管理局の担当官が一つ一つ丁寧に回答し、参加者の疑問は解消されたようでした。

